

注　記　(一般会計等)

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については次のとおり。

ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としている。

イ 昭和60年度以後に取得したもので取得原価が判明しているもの・・・取得原価

昭和60年度以後に取得したもので取得原価が不明なもの・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としている。

② 無形固定資産・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については次のとおり。

取得原価が判明しているもの・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 有価証券　【該当なし】

② 出資金・・・出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 原材料、商品等・・・個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおり。

建物　　15年～50年

工作物　10年～75年

物品　　2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）・・・定額法

③ リース資産・・・リース期間を耐用年数とし残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

個別に回収可能性を検討し徵収不能見込額を計上。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じ処理している。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じ処理している。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（貝塚市資金の保管、管理並びに運用方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等）。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでい る。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められるものについては資本的支 出として処理している。ただし、当該判断により難い場合は金額が130万円以上のものを資本的支 出として処理している。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

平成28年度から統一的な基準による地方公会計マニュアルに基づき財務書類を作成している。

(2) 表示方法の変更

「総務省方式改訂モデルによる財務書類」から「統一的な基準による財務書類」の表示に変更してい る。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

【該当なし】

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

【該当なし】

(2) 組織・機構の大幅な変更

【該当なし】

(3) 地方財政制度の大幅な改正

【該当なし】

(4) 重大な災害等の発生

【該当なし】

4 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

【該当なし】

(2) 係争中の訴訟等

【該当なし】

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲

一般会計

- ② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。
- ③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合がある。
- ④ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況
- | | |
|----------|-------|
| 実質赤字比率 | - % |
| 連結実質赤字比率 | - % |
| 実質公債費比率 | 4.7% |
| 将来負担比率 | 10.0% |
- ⑤ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
市営住宅官民連携事業 115,581千円
- ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額
- | | |
|----------|----------|
| 継続費過次繰越額 | - 千円 |
| 繰越明許費繰越額 | 86,906千円 |
| 事故繰越額繰越額 | - 千円 |
- ⑦ 過年度修正等に関する事項
【該当なし】

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳
- ア 範囲
計画等で売却の方向性が示されており、翌年度予算において財産収入として措置がされている公共資産。
- イ 内訳
【該当なし】
- ② 減債基金に係る積立不足額
【該当なし】
- ③ 基金借入金（繰替運用）
【該当なし】
- ④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる額
19,506,309千円
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素
- | | |
|---------------------------|--------------|
| 標準財政規模 | 19,543,518千円 |
| 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 | 2,455,802千円 |
| 将来負担額 | 52,196,105千円 |
| 充当可能基金額 | 9,890,640千円 |
| 特定財源見込額 | 8,357,613千円 |
| 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 | 32,222,563千円 |
- ⑥ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
221,889千円
- ⑦ 建物のうちPFI事業に係る資産
【該当なし】

(3) 行政コスト計算書に係る事項

【該当なし】

(4) 純資産変動計算書に係る事項（純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容）

- ① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上。

- ② 余剰分（不足分）
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上。

(5) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支（地方債発行収入を除いた歳入と、地方債償還支出及び支払利息支出を除いた歳出の収支）

△2,912,525千円

- ② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	43,137,302千円	42,894,217千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	- 千円	- 千円
資金収支計算書	43,137,302千円	42,894,217千円

- ③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書業の業務活動収支	3,373,893千円
投資活動収入の国県等補助金収入	652,976千円
未収債権、未払債務額の増加（減少）	△1,262,124千円
減価償却費	△2,343,763千円
賞与等引当金繰入額（増減額）	374,557千円
退職手当引当金繰入額（増減額）	427,180千円
徴収不能引当金繰入額（増減額）	3,183千円
損失補償等引当金繰入額（増減額）	- 千円
資産除売却益（損）	281,358千円
純資産変動計算書の本年度差額	1,507,260千円

- ④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含んでいない。なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおり。

一時借入金の限度額 4,000,000千円
一時借入金に係る利子額 48千円

- ⑤ 重要な非資金取引

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額 30,000千円